

## 第II章 カードショッピング条項

## 第1条 (カードショッピングの利用方法)

(1) 会員は、次の各号に掲げる加盟店（以下これらを総称して「加盟店」という）でカードを提示し、所定の売上票、ジャーナル若しくはレシート（以下これらを総称して「売上票」という）にカード裏面と同一の自己の署名を行うことにより、又は CAT・POS（信用照会端末機）で所定の利用方法に基づき、あらかじめ当社に届け出た暗証番号を打鍵し、若しくは自己の署名を行うことにより、又は当社が個別の加盟店との間で取り決めたカード提示を省略し、若しくは打鍵、署名を省略する等の所定の方法（コンピュータ通信、インターネット等のオンライン取引を含む）により、買物と役務の提供を受けることができます。ただし、1回の利用金額が当社所定の金額を超えるときは、カード利用可能枠の範囲であっても、当社の承認が必要となります。

①株式会社コメリ並びに株式会社ライフコメリ及び株式会社ムービータイム(本社所在地新潟県)の各店舗

②当社及び当社の加盟店

③ブランドに加盟した日本国内及び日本国外のカード会社、金融機関等の加盟店（以下「ブランド加盟店」という）

(2) 通信料金等当社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、その役務の提供を継続的に受けることができます。この場合、会員番号等の加盟店への届出内容に変更が生じたときは、会員の責任において、速やかに加盟店に通知します。

なお、会員から変更の届出がなされず、かつ、その変更後においてもその役務の対価をカードで決済するためにその変更に係る情報を加盟店に通知することが必要であると当社又はブランドが判断した場合は、本人会員は、当社又はブランドが会員に代わってその変更情報を加盟店に通知する場合があることをあらかじめ承諾します。

(3) 会員は、カード(カード情報を含む。以下本項において同じ)を加盟店に提示又は通知した際、カードの不正使用を防止するために当社がその加盟店から依頼を受けた場合、そのショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と当社が保有する会員の会員番号、氏名、自宅住所、電話番号その他の個人情報を当社が照合し、一致の有無をその加盟店に対し回答することがあることをあらかじめ承諾します。

(4) 会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、現在通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く）の購入を目的とするカードのご利用はできません。

## 第2条 (加盟店への立替払等)

(1) 本人会員は、会員が加盟店でカードショッピングをした場合、当社がカードショッピングの利用代金を会員に代わって加盟店に立替払することを当社に委託します。

(2) 本人会員は、会員がブランド加盟店でカードショッピングをした場合、ブランド加盟店がカードショッピングの利用代金債権を契約会社に譲渡し、又は契約会社から利用代金の立替払を受け、更に契約会社が直接若しくはブランドを通じて当社に譲渡すること又は当社が立替払することをあらかじめ異議なく承諾又は委託します。

## 第3条 (商品の所有権並びに引取り及び評価充当)

(1) 会員は、カードを利用して購入した商品の所有権がそのカードショッピングの支払金が当社に対して完済されるまで、当社に留保されることを認めます。

(2) 当社は、本人会員が期限の利益を喪失したときは、前項により留保した所有権に基づきその商品を引き取ることができます。

(3) 会員は、前項の定めに基づき当社が商品を引き取ったときは、本人会員と当社が協議の上決定した価格又は当社が客観的に評価した価格をもって、本規約に基づく残債務に充当することにあらかじめ承諾します。

## 第4条 (カードショッピングの支払方法)

(1) カードショッピングの支払金の支払方法は、次のとおりとします。

①1回払い・・・毎月の締切日(末日)までのカード利用代金を最初の約定支払日(翌月26日)に全額一括して支払う方法

なお、事務上の都合により、翌々月以降の26日の支払となることがあります。

②分割払い・・・次の支払方法を総称します。

ア. 回数指定分割払い・・・2回以上36回までの当社が設定する回数(4項参照)から希望する支払回数を指定して毎月分割して約定支払日に支払う方法。月々の支払額(分割支払金)は100円単位とし、端数が発生した場合は、初回に算入します。

イ. ボーナス一括払い・・・当社所定のボーナス取扱期間中に契約したカード利用代金を取扱期間終了後最初に到来するボーナス月(夏季は6、7又は8月 冬季は12又は1月)の約定支払日に全額一括して支払う方法

ウ. ボーナス併用分割払い・・・回数指定分割払いとボーナス払いを併用して約定支払日に支払う方法。ボーナス支払月の加算総額は1回当たりのカードの利用代金の50%以内(1,000円単位で均等分割できる金額)とし、ボーナス併用回数が均等分割し、その金額を毎月の均等支払額に加算します。

エ. スキップ一括払い・・・購入月の翌月から起算して8か月以内の約定支払日に全額一括して支払う方法

③リボ払い・・・毎月締切日(月末)時点の残元金額に実質年率15.0%で計算された支払額(弁済金)を翌月の約定支払日に支払う方法。「ケッコーライン」(後記「ケッコーライン利用特約」参照)も含まれます。

(2) 加盟店ごとのカードショッピングの支払金の支払方法は、次の各号のとおりとします。

①当社の加盟店(ブランド加盟店を除く)でカードを利用した場合・・・1回払い、回数指定分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、スキップ一括払い、リボ払いのうちから、会員がカード利用の際に指定した方法。ただし、加盟店によっては利用できない支払方法があります。

②日本国内のブランド(JCB)加盟店でカード利用をした場合・・・1回払い、回数指定分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、リボ払いのうちから、会員がカード利用の際に指定した方法。ただし、加盟店によっては利用できない支払方法があります。また、会員がカード利用に際して他の支払方法を指定した場合で、当社がこれを承認したときは、その支払方法によります。

③日本国外のブランド(JCB)加盟店でカードを利用した場合(国内でするインターネット取引を含む)・・・原則、1回払いとします。ただし、お申出により、リボ払いに変更することができます。

(3) 前項の①から③の場合において契約後に支払方法を変更する場合は、本人会員が毎月9日までに支払方法の変更申出を行い当社が認めたときは、当社の「ご利用代金明細書」に表示される明細単位で、1回払い、2回払い又はボーナス一括払いを、リボ払い又は回数指定分割払い(3回以上)へ変更することができます。また、あらかじめ本人会員から申出があり当社が認めた場合、第I章第6条(1)項②で定める「ショッピングリボ・分割枠」の残枠内に収まる1回払いの契約をすべてリボ払いに自動的に変更することができます。ただし、「ショッピングリボ・分割枠」の残枠内に収まらないご利用分に関しては、すべて1回払いとなります。

包括信用購入あっせんの手数料については、回数指定分割払いの場合は(4)項を、リボ払いの場合は(7)項を参照ください。ただし、2回払いの場合は、1回でも入金があるとき、一部入金があるとき、又は支払が遅滞しているときは、変更できません。

(4) リボ払いを除く支払方法の支払回数、支払期間、包括信用購入あっせんの手数料等は、次のとおりとなります。

支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12	15
支払期間(か月)	1	2	3	5	6	10	12	15
実質年率(%)	0.0	0.0	11.6	12.9	13.2	13.9	14.1	14.2
現金価格 100円当たりの 手数料の額(円)	0.00	0.00	1.95	3.25	3.90	6.50	7.80	9.75

支払回数(回)	18	20	24	30	36	ボーナス 一括払い	スキップ 一括払い
支払期間(か月)	18	20	24	30	36	2~6	2~8
実質年率(%)	14.3	14.3	14.3	14.2	14.2	0.0	0.0
現金価格 100円当たりの 手数料の額(円)	11.70	13.00	15.60	19.50	23.40	0.00	0.00

※ボーナス併用分割払いの実質年率は、上記と多少異なります。

●支払総額の具体的算定例《現金価格8万円、支払回数10回でカードを利用した場合》

- ・包括信用購入あっせんの手数料・・・・・・・・・・ 80,000円×6.5円÷100円=5,200円
- ・支払総額・・・・・・・・・・ 80,000円+5,200円=85,200円
- ・月々の支払額（分割支払金）・・・・・・・・・・ 85,200円÷10回=8,520円（100円未満(20円×10)は、初回に算入）
- ・初回の分割支払金・・・・・・・・・・ 8,500円+200円=8,700円
- ・2回目以降の分割支払金・・・・・・・・・・ 8,500円  
（お支払金額は100円単位とし、端数は初回お支払金額に算入します。）

- (5) 分割払いの場合、カードショッピングの支払総額は利用代金に上記の包括信用購入あっせんの手数料(上記「支払総額の具体的算定例」参照)を加算した金額となり、月々の支払額（分割支払金）は支払総額を支払回数で除した額になります。この場合、月々の支払額（分割支払金）の単位は100円とし、端数が発生したときは初回に算入します。
- (6) ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は、冬季12月、1月、夏季6月、7月、8月のいずれかの月とし、最初に到来したボーナス月から支払います。ボーナス支払月の加算金額は、1回当たりのカード利用代金の50%以内とし、1,000円単位で均等分割できる金額とします。
- (7) リボ払いの場合、本人会員は、カードショッピングの締切日における日本国内での利用代金で、当社に売上計上された残高（以下「利用残高」という）に応じて、(8)項に定める支払額（弁済金）を支払います。支払額（弁済金）には包括信用購入あっせんの手数料（実質年率15.0%）も含まれます。この場合、初回分の包括信用購入あっせんの手数料は、利用の翌日から初回返済日までの日数とします。ただし、その期間は最長1か月間とします。また、包括信用購入あっせんの手数料込みの利用残高があらかじめ定められた支払額（ミニマムペイメント）以下になったときは、残額を一括して支払います。

※ショッピングリボ払いの包括信用購入あっせんの手数料率 15.0%（実質年率）

●リボ払いの各回ごとの支払額(弁済金)の具体的算定例《あらかじめ定めた支払額（弁済金）が5,000円で、利用残高10万円の場合》

- ・支払額(弁済金)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円
- ・包括信用購入あっせんの手数料充当額・・・・・・・・・・ 10万円×15.0%×31日÷365日=1,273円
- ・元本充当額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円-1,273円=3,727円

(8) リボ払いの場合における月々の支払額(弁済金)は、次のとおりとします。

利用残高 (残元金額)	支払額(弁済金) (ミニマムペイメント)
～10万円	5,000円
10万円超～20万円	10,000円
20万円超～30万円	15,000円

・以降も同様に、利用残高が10万円増えるごとに支払額(弁済金)が5,000円ずつ増加

※最低支払額は、事前に当社へ申し出ることにより、1,000円単位で増額できます。

- (9) 本人会員は、分割払い及びリボ払いの包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢等により一般に行われる程度のものに変更されること並びに当社から料率変更の通知又は当社ホームページの該当箇所に掲載をした後は、第1章第19条の規定にかかわらず、新規利用分からは改定後の料率が適用されることに異議ありません。

#### 第5条（遅延損害金）

- (1) 本人会員は、カードショッピングの支払を遅滞した場合は、約定支払日の翌日から支払日に至るまで、その支払金に対し、次の各号に定める年率（1年を365日とする日割計算。以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を付加して支払います。
- ①分割払いの取引については、その月々支払額（分割支払金）に対し年14.6%を乗じた額又はカードショッピングの分割支払金合計の残金全額に対し、商事法定利率（年6.0%）を乗じた額のいずれか低い額
  - ②1回払い又はリボ払いの取引については、その支払額(弁済金)に対し、年14.6%を乗じた額
- (2) 本人会員は、カードショッピングの期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、次の各号に定める年率を乗じた額の遅延損害金を付加して支払います。
- ①分割払いの取引については、そのカードショッピングの分割支払金合計の残金全額に対し、商事法定利率（年6.0%）を乗じた額
  - ②1回払い又はリボ払いの取引については、債務の残額に対し、年14.6%を乗じた額

#### 第6条（早期完済及び中途解約の特約）

- (1) 支払方法として分割払いを選択して当初の契約どおりにカードショッピングの支払金の支払を履行し、かつ、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払った場合は、本人会員は、当社所定の計算方法（78分法又はこれに準ずる方法）により算出された期限未到来の包括信用購入あっせんの手数料のうち、当社所定の割合による払戻金を当社に請求できます。
- (2) 会員は、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という）に規定する特定継続的役務の提供を受けるためカードを利用した場合において、特商法に規定する中途解除権を行使したときは、直ちにその旨を当社に通知します。
- (3) 会員は、前項において加盟店から返還される金員がある場合に、会員がその金額を受領したときは、直ちにその金額を当社に支払います。また、この場合に、その加盟店がその金額を当社に支払うときは、そのカードショッピングの支払金に充当されることを承諾します。また、不足額が生じたときは、本人会員は、直ちに不足額を当社に支払います。
- なお、そのカードショッピングの支払方法が分割払いのときは、(1)項の定めを準用します。

#### 第7条（見本、カタログ等と提供内容の相違）

会員は、見本、カタログ等により申込みをした場合において、引き渡された商品又は提供された役務等が見本、カタログ等と相違していることが明らかとなったときは、速やかに加盟店に商品の交換若しくは役務等の再提供を申し出るか、又はその売買契約若しくは役務提供契約（以下「売買契約等」という）を解除することができます。

なお、売買契約等を解除した場合は、会員は、速やかに当社に対しその旨を通知します。

#### 第8条（支払停止の抗弁）

- (1) 本人会員は、次の事由があったときは、その事由が解消するまで、その事由の存する商品、指定権利又は役務について、その支払を停止することができます。
- ①商品の引渡し、指定権利の移転又は役務の提供（権利行使による役務の提供を含む。以下同じ）がなされていないこと。
  - ②商品に瑕疵（欠陥）があること。
  - ③その他商品若しくは指定権利の販売又は役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。
- (2) 当社は、本人会員が前項の支払の停止を行う旨当社に申し出たときは、直ちに所定の手続きをとります。また、会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ上記事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めます。
- (3) 本人会員は、(1)項の申出をしたときは、速やかに上記事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付）を当社に提出するよう努めます。また、当社が上記事由について調査する必要があるとき、会員は、その調査に協力します。
- なお、本人会員は、(1)項の申出をしたときは、そのカードショッピングの利用について、支払停止の抗弁の申出が行われていることが当社の加盟する指定信用情報機関(CIC及びJICCの詳細については、後記「個人情報利用等に関する同意条項」参照)にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報がその指定信用情報機関及びこれと提携する他の指定信用情報機関の加盟会員に提供されることに同意します。
- (4) (1)項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、本人会員は、その支払を停止することはできません。
- ①カードショッピングの目的又は内容が会員にとって営業のため又は営業として締結したものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引であるとき。
  - ②会員の指定した支払回数が1回払いのとき。
  - ③分割払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
  - ④リボ払いの場合で、1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。
  - ⑤割賦販売法に定める指定権利でないとき。
  - ⑥会員が当社の承諾なしに売買契約等を合意解約して加盟店に対しカードショッピングの支払金を支払い、又は当社の債権を侵害する行為をしたとき。

KC-00010

⑦本人会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。

(5) 本人会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から(1)項による支払の停止額に相当する額を控除して請求した場合は、控除後のカードショッピングの支払金について支払を継続します。